

希望ホール（酒田市民会館）の使用について

希望ホール（酒田市民会館）の運営にあたり、運営の適正化及び利便性の向上を図るため、以下のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

1 変更内容

（1）使用許可申請書の提出期限

変更後		変更前
大ホール 小ホール	使用期日の 40 日前	使用期日の 10 日前
楽屋、練習室、 会議室、託児室	使用期日の 3 日前	
附属設備	使用期日の 3 日前 (大ホール、小ホールで使用する 附属設備は使用期日の 40 日前)	

（2）使用の変更又は取消し申請書の提出期限

変更後		変更前
大ホール 小ホール	使用期日の 40 日前	使用期日の 3 日前
楽屋	使用期日 当日	
練習室、会議室 託児室	使用期日の 3 日前	
附属設備	使用期日 当日	

2 変更となる期日

令和 5 年 4 月 1 日以降の申請書提出分より

3 その他

- ・ 使用料は使用期日の前に納付いただきますようお願いいたします
- ・ 希望ホール（酒田市民会館）の開館時間は午前 9 時から午後 10 時までとなります。午前 9 時以降の入館にご協力をお願いいたします
- ・ 希望ホール（酒田市民会館）の使用申請は、使用日が属する月の 12 か月（練習室、会議室は 6 か月）前にあたる月の初日から受け付けます。初日の受付時間は午前 9 時から午後 3 時とし、使用希望日が重複した場合は、抽選を行い使用者を確定します。